

瀬戸内トラストニュース

第50号 2011年6月

環瀬戸内海会議事務局 700-0973 岡山市北区下中野318-114 松本方 Tel&fax 086-243-2927

止めよう！瀬戸内海の伊方原発



3.11 福島原発震災を受けて、全国に広がる「脱原発行動」(2011年4月24日 松山市)

2011・3・11、忘れられない、いや忘れてはならない日となりました。史上稀な巨大地震と大津波、そして最も恐れていた福島第一原発の爆発事故という人災。あれから3カ月経つ今も放射能は漏れ続け、収束の目途も立たず、民主党政権は放射能汚染の実態を示すデータを隠し続けています。

放射能汚染は、福島県では住民を生まれ育った故郷から追い出し、震災からの復旧・復興を妨げ、さらに関東一円にまで拡散して、農水産物の出荷停止など被害を相次いで引き起こしています。にもかかわらず政権は、緊急時被ばく放射線量限度とされる20m Sv/年を学校に通う子どもたちにも適用するなど「命を大切にしない政策」に終始する有り様です。

翻ってみれば、瀬戸内海では愛媛県伊方に3基の原発があり、しかも3号機ではプルサーマル運転中です。そして山口県上関では、祝島島民の30年に及ぶ反対運動を無視して原発建設を強行しようとしています(福島原発の爆発事故後、山口県知事の要請で中国電力は3月15日埋立て工事を中断)。

全国各地で、脱原発へ多様多彩な運動が燎原の火のように広がりつつあります。

それを踏まえ、環瀬戸内海会議第22回総会は、「瀬戸内海と原発」をテーマに愛媛県松山市で開催することにしました。日本史上最も深刻な被災を踏まえ、環境市民活動にあつての原発を大いに議論したいと思います。ふるってご参加下さいますようお願いいたします。詳細は、12ページ「環瀬戸内海会議第22回総会へのいざない」をご覧ください。

目次

愛媛県松山市	伊方原発を、すべての原発を止める時	原発さよなら四国ネットワーク	大野恭子	2
山口県上関町	上関原発建設阻止へ・・・	上関原発を建てさせない祝島島民の会	ブログより	3
藤岡義隆先生追悼記	環瀬戸顧問	湯浅一郎・環瀬戸生物調査担当	小西良平	4~5
香川県小豆島	小豆島町民対象の「新内海ダムに関するアンケート」が公開されました			6~7
大分県佐伯市	大入島埋立て反対・公金支出返還差止住民訴訟が結審しました		下川善信	8
兵庫県豊岡市	ゴミ・汚泥処理施設建設	坊岡地区の土地強制収用を許さない	松原朋恵	9
岡山県岡山市	小鳥が丘団地土壌汚染訴訟勝訴しました	環瀬戸事務局	松本宣崇	10
2011年瀬戸内海沿岸の海岸生物調査ご協力のお願い		環瀬戸生物調査担当	小西良平	11
環瀬戸内海会議第22回総会へのいざない				12

終わらない悲惨な犠牲の上に 浜岡原発全停止！！ 伊方原発を、すべての原発を止める時

原発さよなら四国ネットワーク 大野恭子

5月6日、菅総理は浜岡原発の全ての炉を停止するよう中部電力に要請しました。全国の市民の声が大きくなるとなり、狼煙のように上がる各地での大規模なデモ、自治体への申し入れ、国への交渉など、無視できない力になったと思います。

しかし、このような原発震災を引き起こした悲惨を極める現状が生まれる前に、なぜ全ての原発を止められなかったのかと悲しく無念でなりません。

伊方原発のそばで暮す方々に、「伊方原発をもに止めよう」というチラシを各戸に入れる活動が始まっています。「八幡浜・原発から子供を守る女の会」の呼びかけで、他のネットワーク会員も参加しています。

伊方町で聞いた声を代表の斉間淳子さんが報告してくれました。「おそろしい。毎日おそろしゅうてならん。原発はいらんぞ。(80代男性)」「子どもだけでも助けてやりたい。伊方の子どもは生きる権利もないんか。(40代男性)」「もうあきらめとる。町は金をもろたけんな。仕方ない。私はここを(伊方町)を離れる気はない。どこで生きるんや。(80代女性)」

そして、今までになく街宣を聞きに外に出て来られた方々は、「福島原発事故があったのに誰も見に来ない。県の人でも町の人でも誰も見に来ない。来てほしい、見てほしい。あんたら今まで何しよったんか！毎日おそろしくておちおち寝ておれん。助けてください。(70代女性)」

伊方原発の設置以前から反対を表明し、1973年からの国内初の原発裁判で、「核と人類は共存できない」と闘ってこられた方々を思わないではいられません。

2000年、原告の主張は認められながらも敗訴。国の安全審査は信頼できるとされたのです。

福島で起きていることをまさしくそのまま警告し、差別や攻撃に屈せず続けてこられたこ

の運動に導かれて、私たちのネットワーク誕生があります。裁判を支援された良心的なすばらしい科学者の方々の発言に、今また若者たちを始め多くの方々が耳を傾けています。

原告や支援された科学者の多くが鬼籍に入っていますが、今も私達を導き励ましてくれます。

4月24日、「原発いらぬ松山デモ」で、300人に迫る人たちと意思を一つに歩くことができました。一週間後の「ピースパレード」、そして6月には若者が主催し、全国でつながろうという大規模な「サウンドパレード」が松山でも計画されています。

悲しみに打ちひしがれそうになる現状ですが、今度は若者に励まされながら、私自身の責任を全うしなければならぬと考えています。

海江田万里経産大臣は、浜岡原発の運転停止によって生じる電力不足に対して、「関西電力からの援助の要請も考えている」と述べました。とんでもないことです。福井県の原発の津波対策は2メートルです。

また、伊方原発の前面海域には、世界でも有数のA級活断層があり、今活動期にあります。地震列島のどこにも大地震に耐えられるところはありません。福島の現実がそれを証明しているではありませんか。「計画停電」の脅しの正体も明らかです。

既得権益を手放そうとしない原発推進勢力も着々と時期の到来を準備しています。

これ以上原発震災を起こさないために伊方原発を、全ての原発を止めたいと思います。菅総理の「英断」を全ての原発に！

HPをご覧ください。よろしくお願ひします。<http://genpatsu-sayonara.net/>

(2011年5月「週刊新社会」原稿を転載)

上関原発建設阻止へ全国から包囲しよう！

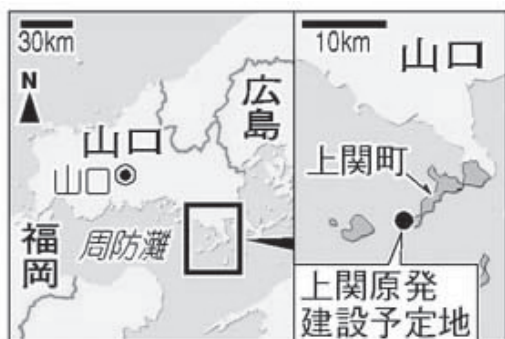
2011.05.19 Thursday

山口県が埋め立て免許延長を認めない方針で検討か

山口県が、中国電力に対して出している上関原発計画にかかる埋立て工事の許可免許の延長を認めない方向で検討していると報道されています。

埋立て許可免許は着工後3年以内に竣工しなければ失効します。期限の2012年10月まであと1年半足らずしか残っていません。ほとんど工事が進んでいない現在の状況では延長許可が出されなければ埋立て工事はまず不可能です。

山口県には、現在、そして将来に至るまで多くの人たちを苦しめる福島原発の悲惨な事故を真剣に受け止め、私たちの安全で安心な生活を守るための賢明な判断をしていただきたいと思います。



2011.5.19 中国新聞 (抜粋)

上関埋め立て免許失効も検討

中国電力の上関町への上関原発建設計画をめぐり、同県の二井関成知事は19日、予定地の公有水面埋立て免許を、失効させることも含めて検討していることを明らかにした。

二井知事は報道陣に「免許を失効か、延長か、まだ白紙の状態」とした上で、「(上関など)新規立地を含めてどうなるか分からないと私も判断できない。」と述べた。県は、免許交付が国の原子炉設置許可に先行する現行制度の妥当性について国に照会中。二井知事は「国の法解釈や運用の考えを踏まえ、裁量権の中で県の対応を決めたい」としている。

2011.05.23 Monday

中国電力の株主総会にむけて

中国電力の株主総会が今年6月29日(水)午前10時から広島市の中電本社で開催されます。

上関町内の原発計画に反対する「上関原発を建てさせない祝島島民の会」と「原発に反対する上関町民の会」は、脱原発を求める中国電力株主さんとも協力し、株主総会に合わせ中電本社前で抗議の座り込みや株主へのアピールなどを毎年行ってきました。

福島原発の悲惨な事故をうけ、島民の会と町民の会は、今年も総会当日に中電本社前で上関原発計画の白紙撤回を求める行動を行う予定です。

当日、中電本社前で「もう原発は止めよう！」の声を私たちとともに上げて頂ければと思います。

11.5.25 中国新聞 (抜粋)

上関原発埋立て、国関与せず

中国電力の上関原発建設計画(山口県上関町)で、県が予定地の公有水面埋め立て免許の失効を検討していることに関し、大島章宏国土交通相は24日、国としては関与しない考えを強調した。

大島氏は、上関の埋立て地が知事権限の50ha未満である点に触れ「国の許認可権とは明確に分かれており、(上関は)県の判断だ」と述べ、法解釈など、県に回答する考えがないことを示した。

国交省水政課によると、県の担当者から話は聞いたが「中電から免許の延長申請が出ているわけでもない。国として言えることはない」と答えたという。

2011.05.27 Friday

周南市議会が上関原発建設中止を求める意見書可決

周南市議会が、上関原発の建設中止を中国電力に申し入れるよう県に求める意見書案を今日の臨時議会で可決しました。報道によると、意見書案では・周南市の一部が上関原発予定地から30km圏内に入っていて風向き次第で全市が影響を受けることになる

- ・周南市が避難区域になった場合、石油化学コンビナートが全面停止という事態になる
 - ・現状では安全性の確保が困難であり、県が中国電力に上関原発の建設中止を申し入れるよう求める。
 - ・同時に、県が国に対し下記の要望を求めている。
 - ・既設の原発の安全審査や事故時の対処法を確立
 - ・原発の新設や増設を凍結する
 - ・原発に代わる新エネルギービジョンを早急に策定
- この意見書案は全会一致で可決され、今後、正副議長が直接県に届ける予定であるという。

上関原発計画の中止を求める公式な意見が山口県内自治体の議会での議決は、上関原発計画が浮上してから約30年で今回が初めてです。

周南市住民から「周南市民として誇りに思えた日」、「周南市始まって以来の歴史的判断に是非みなさんの称賛の声を届けて下さい」の声も聞こえています。島民の会は、周南市議会の「英断」に感謝いたします。

どうか山口県内の他の自治体の市町議会、そして山口県議会も、地域住民の思いをしっかりと汲み上げ、周南市議会同様行動で示して欲しいものです。

そして山口県と二井知事がこの意見書に対し、どう対応するのか、注視していきたいと思ひます。

上関原発反対運動の現状をお伝えするため30年にわたり関わり続ける「上関原発を建てさせない祝島島民の会」ブログを、会のご了承を得て転載させていただきます。

紙面の都合上、文意を変えない範囲で割愛させていただきます。

詳細は、下記の「上関原発を建てさせない祝島島民の会」ブログをご覧ください。

<http://blog.shimabito.net/>

おおらかに、自然と社会を愛した 藤岡義隆さんの生き様を引き継ぎたい

環瀬戸内海会議顧問、ピースデポ代表 湯浅 一郎

手もとに「技術と人間」創刊号、「瀬戸内海汚染総合調査報告 I」という2冊の本がある。いずれも、1972年春の刊行である。当時、私は学生で、仙台にいた。科学技術の社会的あり方を問う媒介項として、大学の反公害闘争委員会の一員として女川原発阻止闘争に関わっていた。その観点から瀬戸内海汚染には強い関心があった。これらは、宮城県での公害問題や、小さな漁業の町・女川で運動をしていく上で、多くの示唆を与えてくれる教科書であった。

この両者に藤岡さんの仕事が収められている。前者に掲載された「瀬戸内海の奇形魚が示すもの」を読み直してみた。「呉市の公害の現状から」と副題が付いており、大気汚染、水の汚れについて、データも含めて克明に書かれている。広西大川の河口で、ハゼに腫瘍が目立ち、他の生物にも様々な変化が起こっているというのだ。こんな一節がある。

「まずアマモがなくなり、ホンダワラの大量落がヘドロの堆積とともに姿を消していった。きれいな海水を好むアカヒトデ、ヤツデヒトデが岩礁からいなくなり、入り江の泥中のブンブクチャガマ（ウニの仲間）が絶滅に瀕している。6億年近い生命の歴史を保ち続けてきた五本腕のクモヒトデも四本腕の奇形になるものが五、六年前から増え始めた。」

当時、私には、この名前の生物を見たこともなく、実感がわかなかつた。素人ながら生物調査を行ってきた今、改めて読み直してみると、40年前に彼が瀬戸内で遭遇し、変化する状況を食い止めようと必至に食らいついていた様子が目に浮かぶ。

呉に就職が決まったとき、会いたい何人かの一人に藤岡さんがいた。科学技術批判の作業を、反公害運動を通じて行おうと瀬戸内にいった私にとって、海そのものと向き合っている藤岡さんから、教を請うことは、ごく自然ななりゆきであった。

初めて会ったのは、就職して半年後の1975年秋、広西大川の川縁である。彼は、「公害をなくす呉市民の会」の代表として、お化けハゼ釣り大会を取り仕切っていた。テーブルが置かれ、釣れたハゼをまな板の上に載せ、その場で解剖し、骨の曲がり、内臓の腫瘍など、説明していた。良く理解できないこともあったが、熱っぽい語り口は忘れられない。私に取っては、大きな出会いであったが、彼にとっては、ただのヒッピー風の学生がふらっと立ち寄ったくらいにしか見えなかったかもしれない。

その後は、つかず離れずと言った関係が続いた。私の広島での最初の取り組みは、芸南火電反対運動であったが、その際も、藤岡さんは、講師の一人として竹原によく出向いてくれた。私は、どちらかと言えば、事務局を担う若手として対応してきた。

1980年代前半に、私が広島県教職員組合「公害と教育」分科会の共同研究者になり、年に数回、その会合でお会いすることが定例化した。そのたびに、海岸生物調査の話聞いていたが、90年になるまでは意義がわからないまま通り過ぎていた。91年頃の会合で、1960年から30年間の定点における海岸生物の種数が、60年と比べて4分の1位まで激減していることを示す図を見て愕然とした。瀬戸内法ができ、国は、一定の成果があったと自画自賛していた。たしかに、CODなど水質だけ見ていると、そういえないこともない。しかし、生物の世界の実態は、全く異なっているのではないか。藤岡さんの調査結果は、そう訴えていた。

そこから、自分なりに生物調査をしようと決意し、1995年から始めた。その5月、準備調査中、岩戸でアカヒトデを発見する。同定を頼みに、藤岡さん宅を訪問。標本を見るなり、ほおずりをして、「良く生きてたな。キスしたいよ」と何度もなでていた。少し興奮しすぎではと思った。が、率直で情熱的ところが、彼の彼らしさである。

何と言っても藤岡さんの最大の功労は、同じ海岸を50年近く、毎年、調査し、きちんとデータを残したことである。このような仕事は世界的に見てもほとんどない。「研究者」には、絶対にできないことである。ただここ数年は空白と思われる。

この仕事は誰かが引き継ぐべきである。環瀬戸こそ、その立場にいるし、実行できる力量もある。小西さんを中心に、是非ともお願いしたい。

瀬戸内海とそこで生きる生物を、愛情を持って見続けてきた第一人者を失ったことは、本当に残念であり、大きな社会的損失である。しかし、彼がやり続けてきた海岸生物調査を継続することこそ、藤岡さんを悼み、活かす最高の送り方だと信じる。環瀬戸が更に50年やれば、実に100年の調査になる。そのとき、私はいないと思われるが、藤岡さんが「良く続けてくれたね」とほめてくれそうな気がする。

ご冥福を祈ります。

藤岡義隆さんと環瀬戸海岸生物調査

2011年6月

生物調査担当 小西良平



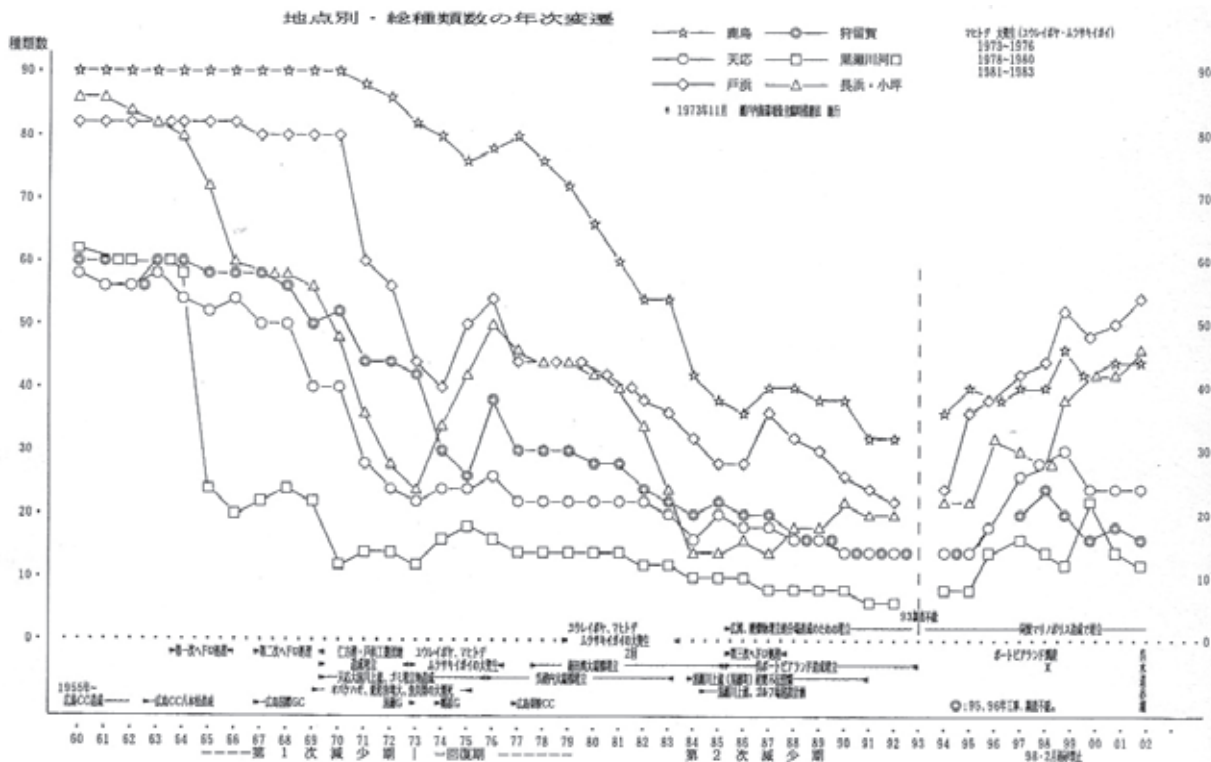
在りし日の藤岡義隆さん
KSB 瀬戸内海放送(2000年7月24日放送)「地球ステーション」WEBより

藤岡さんとの出会いは、呉周辺での生物調査のグラフ(下図)から始まりました。

このグラフを見たときに、海岸の生物の減少していく様子が一目瞭然に見て取れ驚嘆しました。このような調査を瀬戸内海一円で実施できないかと始まったのが現在の環瀬戸の海岸生物調査です。

環瀬戸で海岸生物の調査を開始するに当たり藤岡さんには調査方法、指標生物の決め方等種々御指導頂きました。

私も釣りが趣味で、海の生き物には興味はあったのですが、何分素人ですので、最初は巻き貝、カサガイ、二枚貝、カニ、ヒトデ等の名前も解らず、藤岡さんに数回にわたり、大久野島、豊島などの現地で指導してもらいました。



豊島では2000年8月に、2日間に渡り王子ヶ浜、ドンドロ浜、柚ノ浜、不法投棄現場の北海岸で生物調査を行いました。このとき、当時問題になっていた有機スズによるイボニシのインポセックスの見分け方も教えてもらい、豊島の海岸でも30~70%ものインポセックスが見つかり驚いたことを記憶しています。

この調査の時に昼に休憩していると藤岡さんの姿が見えなくなり、何処に行ったのか捜していると、海に入って生き物を観察しているのを見て、本当に海や生き物が好きなのだと感じました。

環瀬戸の海岸生物調査は2002年から開始し、今年で10年目、継続して続けていくことができました。ただ残念なのは、藤岡さんのお元気な間に定点である呉周辺(鹿島、天応、戸浜、狩留賀、黒瀬川河口、長浜)の6地点の現地に同行していなかったことです。

この半世紀にわたる調査を終わらせるわけにはいかないのだから、地元の人々の協力を得て、藤岡さんと同レベルの調査は無理としても、なんとか再開すること考えています。

民意無視の巨大新内海ダムを止めよう

小豆島島民を対象に内海ダム再開事業に関するアンケート調査がされました。調査結果から「内海ダム再開に町民80%が賛成」は県・町の作り話であり、小豆島町民の大多数は巨大ダムを望んでおらず、住民の過半数は事業の進め方に批判的であることが明らかになりました。また、「町民の80%賛成」には島内のダム推進団体の露骨な署名集めの実態が浮き彫りにされています。

以下、アンケート調査結果を掲載させていただきます。

「内海ダム再開事業に関するアンケート」が公開されました。

2011年4月15日

寒霞溪の自然を守る連合会

国立大学法人 室蘭工業大学大学院公共システム専攻の丸山博教授が小豆島町民を対象としたアンケート調査をされました。私たちは丸山教授にこのアンケート調査の結果報告をお願いしたところ承諾いただき、4月10日に小豆島町で報告会と懇談会を行ないました。丸山博教授のお話と配布資料をもとに、その結果を報告いたします。

アンケートは小豆島町民を対象に、郵送による送付、回答返送方式でした。(実施機関：2011年1月31日から3月15日) 全町内平均回答率は30.9%で、郵送法としては満足のいく回答率であったとのことでした。

アンケート回答

1) 反対派地権者の「異論」は小豆島全町民6割に共有されていました。

反対派地権者が提起している異論の町民間の共有度								
	①自然・観光資源喪失	②災害誘発	③新ダムではS51災害を防げない。	④洪水対策ではなく土石流対策	⑤吉田ダム完成後、水不足なし。	⑥漏水修理優先	⑧高潮対策にはならない。	全体
	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	平均
回答数	205	188	190	206	238	261	203	59.0%
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	
回答率	56.8%	52.1%	52.6%	57.1%	65.9%	72.3%	56.2%	
	3 そうは思わない	3 そうは思わない	3 そうは思わない	3 そうは思わない	3 そうは思わない	3 そうは思わない	3 そうは思わない	平均
回答数	86	63	42	45	55	32	29	13.9%
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	
回答率	23.8%	17.5%	11.6%	12.5%	15.2%	8.9%	8.0%	

私たちが内海ダム再開事業に呈している疑問、反論は多くの町民に受け入れられていることが分かりました。

2) 内海ダム再開を求めている小豆島町民はほんのわずかであることが分かりました。

5: 小豆島町にとって新内海ダム事業よりも早急な対策が必要と思われる事業があれば、番号に○を付けてください。いくつでも結構です。										
	1 医療・高齢者対策等の福祉政策	2 陸・海上交通の便の向上と料金値下げ	3 雇用	4 大企業の誘致	5 教育	6 高潮対策	7 観光小豆島にとって大切な自然環境保全	8 やはり新内海ダム	9 その他	その他の内容もしくは意見
回答数	258	231	158	44	98	138	172	37	18	27
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	361	361	361
回答率	71.5%	64.0%	43.8%	12.2%	27.1%	38.2%	47.6%	10.2%	5.0%	7.5%

「小豆島町にとって早急な対策が必要とされる事業」を聞いた設問5では、内海ダム再開事業をあげた人は1割を少し超える程度で8つの選択肢の最下位でした。医療・福祉関係の充実を求める町民の割合は7割をこえ、交通の便の改善、観光資源である自然の保全、雇用と続いていました。

6: 新内海ダムが完成した場合に心配されること、また、中止した場合に心配されることがあれば、番号に○を付けてください。いくつでも結構です。											
ア. 完成した場合;						イ. 中止した場合;					
	1 自然・景観破壊	2 盛土崩壊を含めた土石流の発生	3 貯留された水のカビ臭発生	4 下流域井戸への影響	5 その他	その他の内容もしくは意見	1 洪水災害	2 湯水時の水不足	3 今まで投じた資金が無駄になる、	4 その他	その他の内容もしくは意見
回答数	197	184	131	150	24	23	49	52	178	26	30
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	361	361	361	361
回答率	54.6%	51.0%	36.3%	41.6%	6.6%	6.4%	13.6%	14.4%	49.3%	7.2%	8.3%

「内海ダム再開事業が完成した場合と中止した場合の心配事」を聞いた設問6では、完成した場合の心配事の回答総数はその他も含めて686で、中止した場合の実質的な心配事127の5倍にも達していました。

内海ダム再開事業の完成が小豆島町民にとって必要不可欠なものであったとは到底言いがたく、むしろ事業中止の方を小豆島町民は求めていると言えます。

3) 過半数の町民が「署名で8割賛同」を認めていません。

「H15年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。しかし、「正しいと思わない」との答が51.5%と最も高く、「正しいと思う」22.7%の2倍を超えています。「分からない」との答えは19.9%でした。このことから、小豆島町民の過半数は「署名で80%の町民から賛同を得ている」とする旧内海町（現小豆島町）の判断を認めていません。

1-4: H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか？				
	1 正しいと思わない	2 分からない	3 正しいと思う	意見
回答数	186	72	82	7
全回答数	361	361	361	361
回答率	51.5%	19.9%	22.7%	1.9%

4) 香川県の事業の進め方への批判が過半数を超えています。

3-2 (土地収用法適用は)考え直すほうが良い

居住地区	1 神懸通り	2 草壁本町	3 旧池田町	4 その他
選択率	73.0%	46.3%	29.7%	38.8%
選択数	81	50	11	31
総回答数	111	108	37	80

3-2 (土地収用法適用は)やむを得ない

居住地区	1 神懸通り	2 草壁本町	3 旧池田町	4 その他
選択率	16.2%	24.1%	45.9%	32.5%
選択数	18	26	17	26
総回答数	111	108	37	80

「土地収用法適用を考え直すほうが良い」とする町民は50.7%、「やむを得ない」は25.2%で、香川県への批判が過半数を超えていました。「署名で8割の賛同を得た、とする内海町の解釈を正しいと思わない」は51.5%でこれも過半数を超えていました。

土地収用法適用に対する評価と、署名行動の評価とは密接な関係があり、署名行動が町民を2分したと考えられます。

5) 人権蹂躪まがいの強制的な署名行動でした。

当時の署名行動を資料から解きほぐしました。その結果、H15年の署名行動が抛りどころとしているH15年協定書は、H13年条件付協定書の内容を無視するもので、批准行為も行なわれていないことが分かりました。

また、H15年の署名行動は同事業の賛同者が全町民の8割を超えることを示すための署名行動で、人権蹂躪を疑わせるほどの強引・強制的なものであったことも分かりました。

賛成署名80%を達成するために内海ダム再開発事業促進実行委員会が平成15年11月25日に内海町役場本庁舎(新館)研修室にて「署名活動打合せ」を開催したときの呼びかけ文がアンケート報告に掲載されていました。賛成署名80%達成のために自治会にムチを入れていたことを示すものとして、下に転載します。

先日開催の委員会において、賛成署名80%達成のため、署名活動期限を11月末まで延長する旨、お伝えしたところであり、各地区では署名活動にご尽力いただいているものと存じます。しかしながら、一部地区においては署名活動が難航しているとの報告もあり、達成率80%未達成の地区を対象に打合会を下記により開催することといたしました。ご多忙中とは存じますが、必ずご出席くださいますよう、また自治会代表者のうちご都合のつかない方は代理人の出席についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

6) 全島のダム推進団体からの事業推進要請が土地収用法適用へ道を開くことにつながっていた。

平成16、17年には、「反対派の存在が事業推進を遅らせるのではないか」「反対派はごく一部に過ぎない」「一日も早く事業の完成を」といった趣旨の要請が下記の推進派団体から香川県に矢継ぎ早に提出されていたことが分かりました。これらの要請を背景に、香川県と小豆島町は土地収用法を適用して反対派を黙殺していたのです。

内海ダム再開発事業地元対策協議会・内海ダム再開発事業地権者会・内海町自治連合会の連名、小豆島醤油協同組合・小豆島調理食品工業協同組合の連名、小豆島東部地区労働組合会議・連合香川小豆地域協議会・小豆島西部地区労働組合協議会の連名、小豆島うちのみ商工会、など

香川県と小豆島町はアンケートで明らかになった小豆島町民の民意を謙虚に受け止め、ダム事業ではなく、町民が早急な対策として望んでいる、医療福祉・公共交通・自然保護による観光立地・雇用などに全力を傾けるべきです。

寒霞溪の自然を守る連合会 連絡先：香川県小豆郡小豆島町神懸通甲 1689-2 ☎0879-82-4634
 支援カンパ送付先 ゆうちよ銀行 名義 内海ダム再開発事業認定取消訴訟原告団
 番号 01690-9-132093

内海ダム反対運動は、司法の場での闘いがこれからも続きます。
 環瀬戸内海会議として上記送付先まで支援カンパをお願いします。ご協力をお願いします。

大入島埋立て反対・公金支出返還差止住民訴訟が結審

5月9日、大分県を相手取った大入島埋立て事業への公金支出返還・差し止めを求めた住民訴訟の最終口頭弁論が行われ、結審となりました。判決言い渡しは8月8日の予定です。

以下、石間区長 下川善信さんの最終意見陳述を了承を得て転載します。

意見陳述書

平成23年5月9日

石間区、区長の下川善信と申します。石間区を代表して意見陳述をいたします。

私たちが石間埋立てに反対して、すでに13年が経ちました。平成10年1月に突然石間区公民館で説明会が開かれ、約17haの埋立計画がマジックで紙に書かれて発表されました。しかし、この埋立て計画は平成5年にすでに出来上がっていたということです。5年間の間、私たち区民には全く知らされることがなかったのです。何も知らされずに私たちの愛する海、それを中心とした日常が突然なくなるという計画が発表されたのです。

私たちの反対意見に対して、県は「この埋立てには地区民の同意は必要ではない。漁業権を持っている漁民の同意だけで十分だ。」として計画を推進してきました。しかし、地区住民の同意を不要とする公共事業があるでしょうか。住民の生活を無視した公共事業があるとしたら、それは民主主義国家ではなく、横暴な独裁国家であるといわざるを得ません。

私たちはこのような県のやり方に対して、正当な手続きに従って、区民総会で埋立反対の決議をしました。その総会では、全区民の3分の2以上が埋立て反対に同意し、区は決議に従って県に対し埋立ての白紙撤回を要望し続け、今に至っているのです。

しかし、当時は公共事業優先の時代でした。公共事業とは全てが正しく、やっとなってきた公共事業に反対するなど、許されないものとして非難の対象となったのです。特にこの埋立は、約75億円の大事業であり、しかもこの事業に反対することは、地方の土木工事の頂点に立つ県知事に正面から反旗を翻すことであり、土木業界のみならず、佐伯市の全経済界をも全て敵にまわすことを意味したのです。

何人も人が会社から圧力をかけられ、市民から反対すること自体が悪いと口々に言われました。しかし私たちは絶対にくじけません。全市民に対し、何故私たちが反対するのかを理解してもらうため、痛い足を引きずりながらもビラを配り、署名を集めて回りました。行政もまた強権的にかつ巧妙に策をめぐらし私たちを振り回し続けました。そして平成15年には強制着工を敢行してきたのです。しかし私たちは、これに対しても命を懸けて着工を阻止し、監視小屋を設け毎日行政の動きを監視してきたのです。

反対運動が始まってもうすでに13年が経ち、超高齢化が進む大入島では反対運動の先頭に立って頑張ってきた人たちが多数亡くなっていきました。脳梗塞で倒れた前区長の清家太さんは、意識がしっかりした中で、「行政が攻めてきた」と、うわごとのように言い、死の直前まで埋立てが白紙になることを願っていました。太さんに限らずみんなそうでした。残念ながらまだその願いは実現しておらず、区長として申し訳なく思っております。

私たちは何も特別なことを望んでいるわけではありません。ただ、石間の美しい海を子どもや孫に残してあげることが望んでいるだけです。なぜこのようなささやかな願いが公共事業の名のもとに踏みにじられるのでしょうか。公共事業とは一度始まったら二度と後戻りができないものなのでしょうか。絶対的に正しいという前提の上に組み立てられてきた公共事業のあり方が今問われています。

一度事故にあったら取り返しのつかない原子力発電所の建設が、想定外という名のもとに許され、日本の経済、国民の身体生命および財産に対して取り返しのつかない損害を与えております。特に隣接する地区の住民は現実の損害として降りかかっております。私たち石間区も、この埋め立て事業によって計り知れない苦痛と経済的損失を被っております。しかし、膨大なエネルギーをこの反対運動に注ぎ込むなかで、私たちの苦痛や損失を金額に算定し、これだけ損をしたなどというつもりはありません。

私たちは私たちの日常を、美しい海を守るために闘ってきたのです。私たちが求めるのは、埋め立てによって美しい海をなくさないでほしいというだけです。もしこの国に真の正義があり、裁判所がそれを実現するとしたら、私たちの願いに力を貸してほしいと思います。正義を信じて力の限り耐えてきた石間区の住民のため、心からそのことを訴え、区長として最後の意見陳述といたします。

坊岡地区の土地強制収用を許さない

坊岡住民のくらしと命を守る会・会員 共有地権者 松原 朋恵

兵庫県豊岡市の森本・坊岡区に広域ごみ・汚泥処理施設建設問題が起こったのは3年前ですが、広域ごみ処理計画は平成9年から始まっていますから、国、県が主導して計画を進めてきているところに、問題の根深さ、重大さがあります。どんなに反対しても原発が僻地に造られてきた構造とそっくりなものがあります。その原発が本当の姿を現した今、目先の金儲けに加担した政治の結末はあまりにも悲惨ですが、この教訓からも、環境に問題の多い焼却炉を建て続けようとする事に反対せざるをえません。しかも広域、汚泥焼却、民間へ丸投げです。

行政は買収面積を4畝からいきなり37畝へ拡大しました。住民から土地を取り上げさえすれば、公共事業の名でやりたい放題の行政手法に対抗するため、坊岡住民のくらしと命を守る会では、環瀬戸内海会議の立木トラストでご支援を頂きました。2つの共有地も作りました。そのお陰で闘いを3年間継続することができたと思います。だから行政は今、立木トラストと共有地潰しにかかってきました。「立木トラスト所有者はほとんどよそ者」と行政は言い立てています。住民自治を破壊して乗り込んできたことを棚にあげて「地域自治の問題です」などと協力者排除をむき出しにしています。国、県、メーカー、コンサルタント、弁護士などを使って進めている行政の方が、よほどよそ者推進体制だと思うのですが、住民が外の協力を得るのはけしからんというわけです。



2009.6.25 撮影 坊岡地区を支援し立木トラスト

ごみ問題はだれもが関わる一番大事なことでありながら、自分の地域以外で処分してくれたら文句ないというごみへの無関心さは大きな壁です。全住民に関係ありながら、意思表示の権利がないことがこの無関心さを作っているといえます。行政はこの無関心さを利用して、スケジュール的に進めてきまし

た。しかし、このスケジュールを検証してみると、実に多くの違法行為をして進めていることが分かりました。

都市計画決定一つとっても、情報公開を求めた住民に隠し続け、陰で進めていました。都市計画法違反を承知でやっていたことです。土地の取得には北但行政の例規を定めなければならないのに、それも定めずに土地買収交渉を進めていました。発覚すると売買契約を例規集を定めた翌日にして済ませることさえやりました。

今年2月8日に豊岡市に「住民監査請求」を起こし、構成市町が「一般廃棄物処理基本計画」を独自に作らずに、北但の焼却炉施設規模に合わせたため、過大なごみ量予測となり、施設規模が過大であることを訴えたのです。現在、現有施設の半分しかごみ量はありませんし、すでに予測値を下回っています。監査委員会は行政の言い分だけを聞き入れ、訴えを却下しましたが、1市2町が独自の「一般廃棄物処理基本計画」を作っていなかったことは「廃棄物処理法」違反です。現在よりも多いごみ量予測値なども、ごみ削減を義務づけた「廃棄物処理法」違反です。マスコミを通して広く明らかにされましたので、今後、さらに争っていきます。この事業は環境省の交付金事業なので、環境省にも要請書を提出して、監督官庁の責任を問いました。

交付金申請の情報公開請求のなかで、北但のものと環境省のものに金額の違いがありました。北但が「情報公開文書を間違えた」(?)と謝罪してきましたが、今度はその支出金額と合いません。今、それを問い質しています。

行政は「合併特例債が使える間に建ててしまいたい」を合い言葉に、強制収用を視野に入れた策動をしようとしています。行政は自らが法を守らず、住民には強権で臨もうとしていますので、許せません。こんな行政が保障する「焼却炉の安心安全」など決して信用できないのです。原発の安心安全がもろくも崩れた今、ごみ問題を二の舞にさせないためにも私たち住民が頑張らなければと思います。ごみ問題は生活の基本問題であり、環境に大きな影響があるからです。

住民には権力もお金もありませんが、決して諦めないねばり強さだけはあります。それに、環境への思いを同じくする方々のご協力が支えです。

小鳥が丘団地 土壤汚染訴訟 勝訴！

環瀬戸事務局 松本 宣崇



土壤から汚染物質が検出された「小鳥が丘団地」(岡山市東区)の住民ら3人が、団地を造成・販売した両備ホールディングス(岡山市)に計約2億2700万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が31日、岡山地裁であった。山口審判長は同社に、計約5千万円の支払いを命じた。判決などによると、原告らは1990年〜98年に団

両備に500万円賠償命令 「小鳥が丘団地」土壤汚染訴訟

地に住み始めた。しかし04年、市の水道工事をきっかけに、土壌からベンゼンやトリクロロエチレンなどの汚染物質が検出された。原告は、汚染物質が原因で頭痛やアレルギー性鼻炎が発症したと主張していた。判決は「団地は宅地造成前、環境問題で再三、行政指導を受けたせいで、工場があった場所。被告は悪臭が残るまま土地を購入し、安全性や快適性に疑問を抱きうる立場にあり、こうした事情を事前に説明する義務があった」と指摘し、土地建物の代金の一部について賠償を命じた。ただし、原告が主張する汚染物質と健康被害との因果関係は認めず、慰謝料の請求は退けた。両備ホールディングスは「判決に矛盾が多すぎるため即刻控訴する」とコメントしている。(西山良太)

23 岡山 13版▲ 2011年(平成23年)6月1日 厚月

2007年8月提訴された岡山市小鳥が丘住宅団地の土壤汚染による損害賠償請求訴訟で、全国初めての判決が下された。

岡山地裁は5月31日、原告側住民3名の訴えを認め、団地を造成・販売した両備ホールディングス(岡山市 資本金4億円)に原告住民に対する損害金約5千万円の支払いを命じた。

理由として、「一般に業者には、土地建物の購入者の利益の保護のために、信義誠実を旨として業務を行う責務を負い、・・・信義則上・・・知り得た事実を説明し、告知する義務を負い・・・この義務に違反して」告知せず、または不実を告げた場合は、「不法行為に基づく損害賠償の責めに任ずるもの」と断じた。そして「当該分譲地において、従来悪臭が問題視され、・・・住宅の安全性、快適性に疑問を生じさせる」があったと認定し、「生活に深い環・違和感を生じさせ得るものについて説明すべき義務があった」と認定した。汚染や臭いを説明責任を果たしておらず、それ自体が「不法行為を構成する」とした。

しかも両備が2004年7月の岡山市の水道管取り換え工事で発覚した土壤汚染を、住民に初め説明した9月28日を起算日に「支払い済みまで年5分の割合による金員(＝延滞利息)を支払え」と命じ、住民に仮執行(＝差し押さえ)も認めた

被告に居住者の安全を確保すべき法的義務が生じるとは言えず、これを怠ったことで被告に不法行為責任が生じることはない」として、損害金額を大幅に減額する判決となった。

長期にわたり有害物質に曝されることによる健康被害の立証を住民側に求め、宅地としての価値が下落し損害状態が継続している実態を認めず、損害算定金額の上では、住民に不満が残る判決ではあるが、住宅団地の土壤汚染に伴う訴訟として全国初めての判決が、原告住民側の勝訴となった。今回の判決の意味は大きい。

もっとも分譲業者・両備が素直に引き下がるとは思えない。両備の控訴は、弁護団によれば「ほぼ間違いない」と。

そもそも住民が裁判に訴えなければならぬこと事体、理不尽な話であり、被告・両備は自らが分譲した団地住民の思いを重く受け止め、一番判決を素直に受け入れ控訴すべきではない。

また、今判決が、18世帯を原告とした汚染の除去を求める第二次訴訟にとって追い風になることを望みたい。さらには全国の宅地土壤汚染問題への警鐘となることを期待せざるを得ない。

遺憾ながら、6月7日、被告・両備は広島高裁岡山支部へ控訴した模様。司法の場の闘いは、まだまだ続きます。

2011年瀬戸内海沿岸の海岸生物調査ご協力のお願い

生物調査担当 小西良平

海岸生物調査のねらい

- ・近年瀬戸内海で魚貝類の漁獲量の激減がいわゆるものの、沿岸での公的な生態系の調査がないなか、環瀬戸の市民による定点での継続的な海岸生物調査は重要な位置を占める。
- ・自然海岸が失われ、コンクリート護岸によって海に接する機会すら失われてきた市民にとって、この調査を海に親しむ機会とする。
- ・各地の人々が暮らす地域の足下の海がどうなっているのか、今まで棲息していた生物がいなくなったり、また今までと違う生物が見つければ、その地域の環境の変化を知る手がかりとなる。

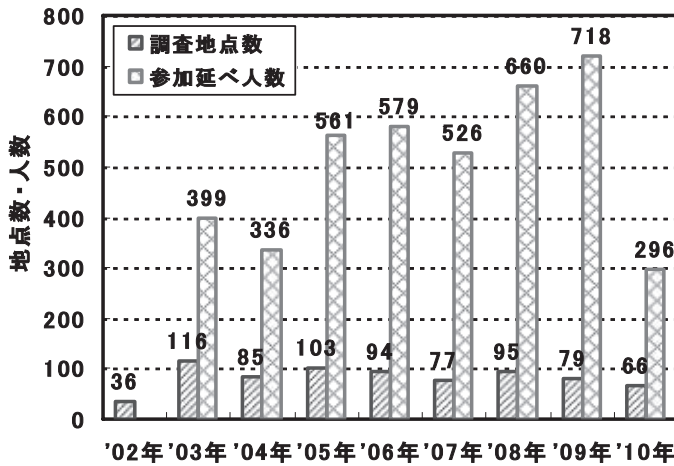
これまでの成果

環瀬戸の海岸生物調査は2002年から開始し、今年で10年目になります。2010年は現在把握している時点で66箇所、参加人数296人となった。



11年4月17日香川県豊島家浦海岸

調査地点と参加人数の推移



今年の調査

今年調査は豊島でのアースデイに湯浅さんを迎えて、まず瀬戸内海の地理的特徴を講演してもらい、その後会場近くの家浦の海岸で調査を実施しました。一見あまり生物のいないように見える海岸ですが、ハクセンシオマネキもおり、その他21種類の生き物を観察することができた。

今年も地元で色々な生物を観察し（見て、触って、できれば食べて）、生物の多様性を確認しましょう。そして、瀬戸内法を改正して豊かな瀬戸内海取り戻しましょう。下の表に生物調査に適した月日・時間を表示していますので調査をお願いします。また必要なら調査の指導に出向きますので、小西（090-8993-2322）まで連絡して下さい。

		大阪・神戸		岡山・高松		今治・竹原		広島		松山・山口		大分・福岡		
6月	4,5日	土,日	15時	◎	19時	○	19時	○	18時	◎	17時	◎	15時	◎
	18,19日	土,日	15時	◎	19時	○	18時	◎	18時	◎	17時	◎	16時	◎
7月	2,3日	土,日	14時	◎	18時	○	18時	◎	17時	◎	16時	◎	15時	◎
	16,17,18日	土,日,月	14時	◎	18時	○	18時	◎	15時	◎	16時	◎	15時	◎
	30,31日	土,日	13時	◎	17時	◎	17時	◎	16時	◎	15時	◎	14時	◎
8月	12,13,14日	金,土,日	13時	◎	15時	◎	16時	◎	16時	◎	15時	◎	14時	◎
	27,28日	土,日	12時	○	16時	○	16時	◎	16時	◎	15時	◎	14時	◎
9月	10,11日	土,日	12時	◎	16時	○	15時	○	15時	○	14時	○	13時	○
	23,24,25日	金,土,日	11時	○	14時	○	14時	△	13時	○	13時	△	12時	△
10月	8,9,10日	土,日,月	15時	△	15時	○	14時	△	14時	△	14時	△	13時	○

環瀬戸内海会議第22回総会 in 松山 へのいざない

開催日 7月9(土)～10日(日)

会場 愛媛県松山市 コムズ(松山市男女共同参画推進センター)・松山ユースホステル

テーマ 「瀬戸内海と原発」～ 福島原発震災から伊方原発と上関原発計画を考える ～

日程



湯浅一郎さん

9日(土) 12:30～受付 会場:コムズ5階 大会議室
13:00～記念講演会「瀬戸内海と原発」
～ 福島原発震災から伊方原発と上関原発計画を考える ～
講師:湯浅 一郎 さん(ピースデポ代表・環瀬戸内海会議顧問)
18:00～懇親会 会場:松山ユースホステル
10日(日) 9:00～第22回総会 会場:松山ユースホステル
現地報告 内海ダム 上関 大入島 (予定)
上程議案 ① 10年度活動報告
② 10年度決算報告並びに11年度予算案
③ 11年度活動方針 (終了予定 12:00)
総会終了後オプション企画 伊方原発視察(案内:斎間淳子さん)

諸費用 参加費 1,000円 (資料代含む)
懇親会 4,000円 (飲食物持込、大歓迎)
宿泊代 4,500円 (宿泊先:松山ユースホステル 一泊朝食付)
オプション 1,500円 (交通費+謝礼として)



アクセス

★ コムズ(松山男女共同参画センター) ★★

JR松山駅から 路面電車「道後温泉行」または「松山市駅前行」⇒二駅目「西堀端」下車+徒歩5分、または徒歩約15分
松山空港から 空港リムジンバスでJR松山駅まで約15分 (JR松山駅からは上記のとおりお向かい下さい)
松山観光港から バス・JR松山駅まで約21分

★ 松山ユースホステル ★★

JR松山駅から 路面電車「道後温泉行」(約20分)、終点下車。
松山観光港、三津浜港からバスで道後温泉行(約40分)、終点下車。いずれも徒歩8分。

参加ご希望の方は **7月3日(土) 必着**で、環瀬戸内海会議事務局までお申込み下さい。
FAX・Eメール・郵送いずれでも結構です。

2011年度会費納入のお願い
年会費(一口) 個人 4,000円 団体 10,000円
— 何口でも可 —
財政極めて逼迫しています キャンパ熱烈大歓迎!!

環瀬戸内海会議は、昨年の第21回総会で2010年度より、**年会費値上げ**を満場一致で決議しました。
会員の皆様にはご理解ご協力をお願いします。

すでに納入頂いた方にも振込用紙を同封していますが、環瀬戸の活動は、主に年会費とキャンパで賄われていることにご理解をお願いします。くわえて、環瀬戸では各地の運動支援や瀬戸内法改正のための支援キャンパや立木トラストへのご協力をお願いしています。ご理解のうえ、**キャンパにご協力をお願いいたします。**

瀬戸内トラストニュース 第50号 2011年6月10日発行 / 発行責任者 前田俊英

環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子(愛媛県) 石井 亨(香川県)

URL <http://ww1.tiki.ne.jp/~rkshizutani/> Eメール kanseto@mx36.tiki.ne.jp

ゆうちょ銀行 口座No. 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議

振込みは銀行口座からできます

他金融機関からの振込用口座 当座 口座No. 一六九(イチロクキュウ)店(169) 0044750